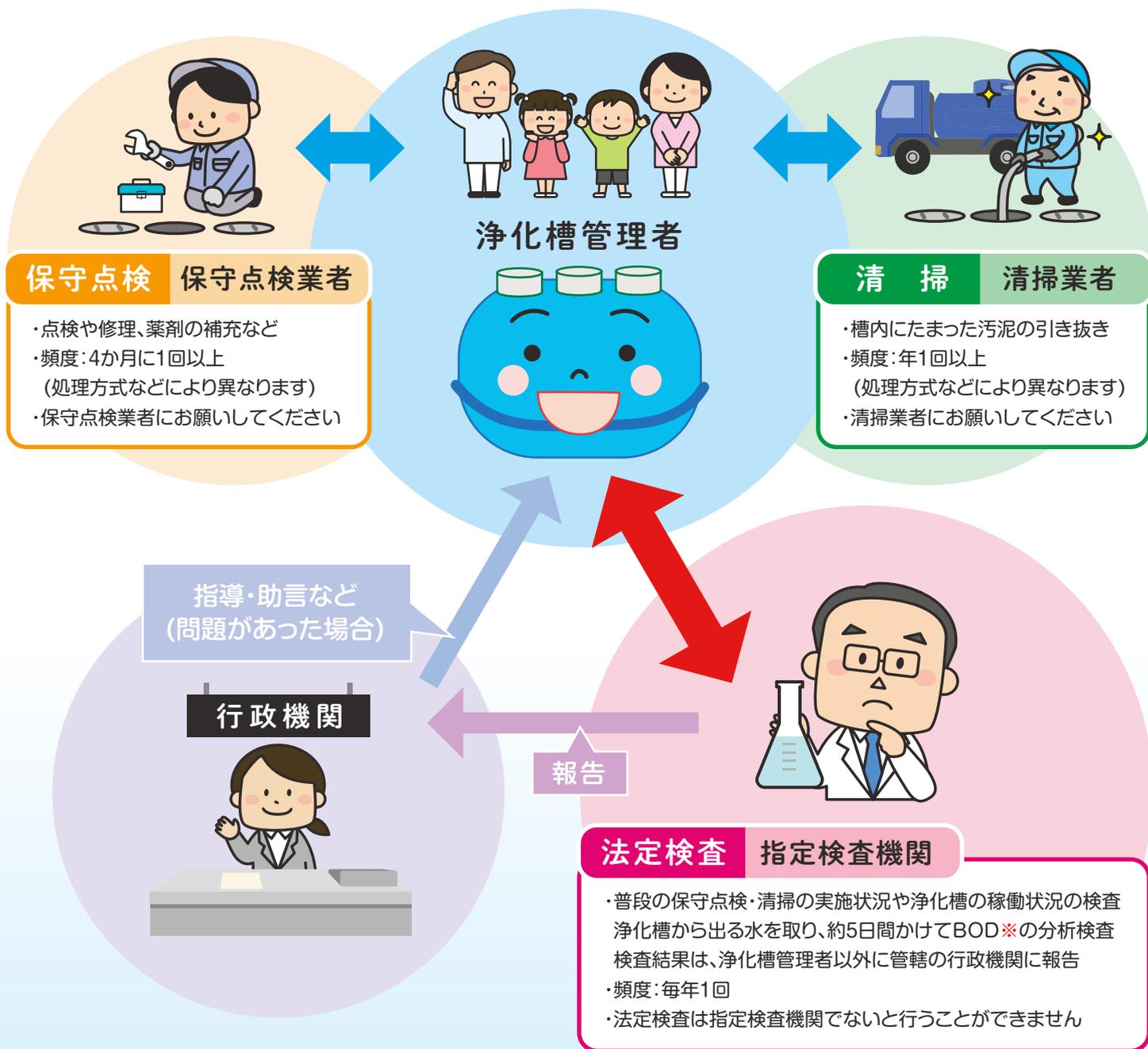


# 浄化槽の法定検査ってなに？

浄化槽が正常に働いて、本来の機能を発揮できているかの確認を行う検査です。この検査をすることで、家庭や企業の浄化槽から出てくるお水が環境にやさしいきれいな水になっているかの判断ができます。

浄化槽法により、保守点検、清掃とともに指定検査機関による法定検査を毎年1回受検することが義務付けられています。



## ※BODとは？

生物化学的酸素要求量といい、浄化槽からの排水の汚れ具合を測る指標となっています。値が低いほどきれいな水となっています。

## ●BODの値が高いとどうなるの？

浄化槽から出る水が汚れていることを表し、赤潮やアオコなどの発生原因となり水環境に悪影響をあたえてしまいます。

# 法定検査に関するよくあるご質問

**Q** 保守点検業者が法定検査を行うことはできないのか？

**A** 静岡県が指定した検査機関でないと法定検査を行うことができません。

法定検査の業務を行う者については、検査の信頼性、公平性や安定性を担保する必要があることから、浄化槽法で都道府県知事が指定検査機関を指定することとされています。静岡県では、法定検査の指定検査機関として「(一財)静岡県生活科学検査センター」を指定して、法定検査を実施しています。

**Q** 法定検査結果が悪かった場合、どうしたらいいのか？

**A** 契約している浄化槽関係業者に相談し、適切な措置をとってください。

指定検査機関から提出される検査結果書には、「イ.適正」「ロ.おおむね適正」「ハ.不適正」の3段階の判定が記載されています。このうち、「ハ.不適正」との判定をもらった場合には、法に基づく基準に違反しているおそれがあるため、検査結果書に併せて記載されている不適正の内容に応じた浄化槽関係業者(清掃業者、保守点検業者、浄化槽施工業者など)に相談の上、適切な措置をとってください。

**Q** 法定検査を受けないとどうなるのか？

**A** 静岡県等からの指導や受検勧告等の対象となり、県健康福祉センターの職員等が指導に伺うことがあります。

法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを確認する大変重要な検査です。頑なに拒否される場合には、浄化槽法という法律に基づき県健康福祉センター等からの指導等がされることとなります。また、30万円以下の過料等の罰則の対象となることもありますので、必ず受検をお願いします。

## ●静岡県の取組みについて

[https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/sui/jyoukasou\\_suishitsu.html](https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/sui/jyoukasou_suishitsu.html)

静岡県が実施している「浄化槽の適切な維持管理を呼びかける取組」や「浄化槽の維持管理等に関する情報」につきましては、静岡県ホームページの「浄化槽を使用している皆様へ」(「静岡県 浄化槽」で検索)にも掲載しておりますので、併せて御確認ください。



ホームページは  
こちらから

## ●指定検査機関

<https://www.shizuokaseikaken.or.jp/sisetu/jouka.html>

一般財団法人 静岡県生活科学検査センター  
〒425-0085 焼津市塩津1番地の1 Tel.054-621-5863



ホームページは  
こちらから

## ●以下の事項に関しては最寄りの管轄行政機関へお問合せください。

- ・新しい浄化槽を設置した。……………(浄化槽設置届出書、浄化槽使用開始報告書)
- ・浄化槽を撤去した。下水道に接続した。……………(浄化槽使用廃止届出書)
- ・浄化槽を管理している者が変わった。……………(浄化槽管理者変更報告書)
- ・現在、空家等になっていて、水道を使用していない。……(浄化槽使用休止届出書)

- 賀茂健康福祉センター 環境課 〒415-0016 下田市中531-1 Tel.0558-24-2053
- 東部健康福祉センター 生活環境課 〒410-8543 沼津市高島本町1-3 Tel.055-920-2135
- 中部健康福祉センター 環境課 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1 Tel.054-644-9268
- 西部健康福祉センター 環境課 〒438-8622 磐田市見付3599-4 Tel.0538-37-2250